

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42

部活動等の在り方に関する方針（改定版）

3つの柱

- 適切な部活動の在り方の推進
(適切な活動時間・休養日の設定)
- 休日の地域部活動移行に向けた体制整備
(生徒の活動機会の創出、教職員の負担軽減)
- 暴力・暴言・ハラスメントの根絶
(再発防止、人権意識の高揚)

令和3年12月
沖縄県教育委員会

～ はじめに～

部活動は、子どもたちがスポーツや文化、科学等に親しむことを通じ、互いに協力し合っ
て友情を深めるといった良好な人間関係の形成、自己肯定感や学習意欲の向上、責任感や連帯
感、自主性や自律性の涵養等に資するものであります。また、学校内における授業とは異な
り、それぞれの子どもがそれぞれの嗜好に合わせて自らの意思で自主的に参加する特定の活
動であり、子どもの個性を伸ばす場となります。さらに、子どもたちに楽しさや喜び、やり
がい等をもたらし、子どもたちの自己実現に資するものでもあります。

このように、本来、部活動には、子どもの健全な成長発達のための重要な意義があり、部
活動の指導では、子どもの人格や人権を尊重し、子どもの意思や成長を最優先に考えなけれ
ばなりません。

しかしながら、令和3年1月末、県立高校運動部員が自ら命を絶つという、あってはなら
ない、誠に痛ましい事案（以下「本件事案」という。）が起こってしまいました。その要因
としては、「所属する高校の部活動に関連したストレス、とりわけ部活動顧問との関係を中
心としたストレスが要因となった可能性が高い。」（詳細調査報告書）と示されました。

教職員による暴力・暴言・ハラスメントは、法律で禁止されているだけではなく、子ども
の人権を侵害する、あってはならない行為であり、学校教育活動の一環である部活動におい
て、絶対に許されるものではありません。

「本件事案」を受け、改めて、「もし自分の学校で」「もし自分の学級の生徒が」「もし
自分の部活動で」「もし自分の子が」等、管理職や、部活動を指導する教職員、部活動指導
員、外部コーチ（以下「指導者」という。）はもちろん、部員も保護者も、「自分事」とし
て、この問題を捉え、暴力・暴言・ハラスメントの根絶に向けて実践する必要があります。

そして、子どもの指導を行う全ての指導者及び学校、地域のクラブチームやスポーツ少年
団、総合型地域スポーツクラブ等の関係団体及び芸術文化関係団体等は、子どもの人権の尊
重を旨とする指導の改善を行わなければなりません。また、指導者、児童生徒、保護者、学
校・地域が一体となり、子どもの人権を尊重する「部活動改革」に取り組む必要があります。

このたび、県教育委員会では、沖縄県教育委員会「運動部活動等の在り方に関する方針」
（平成30年12月）と「文化部活動等の在り方に関する方針」（平成31年4月）をひとつ
にまとめ改定した「部活動等の在り方に関する方針（改定版）」（以下「本改定版」という。）
を策定しました。また、「子どもの権利条約」も視野に入れ、子どもの人権を尊重するため、
現状に応じた実効性のある取組についてまとめた「部活動等における暴力・暴言・ハラスメ
ントの根絶に向けた取組」（以下「本取組」という。）を策定しました。

県教育委員会としましては、「本改定版」・「本取組」を通じて、今後も引き続き、学校
・保護者、関係機関・団体と一丸となり、暴力・暴言・ハラスメントを根絶するとともに、
「本件事案」のような子どもの人権を侵害する事案の再発防止策を徹底し、子どもの人権が
尊重され健全で充実した適切な部活動が実現されるよう取り組んでまいります。

最後に、「本改定版」・「本取組」は県立高等学校（特別支援学校高等部含む）の部活動
を対象としていますが、市町村教育委員会の所管する中学校及び県立中学校（特別支援学校
中学部含む）や、私立学校においても、「本改定版」・「本取組」を踏まえた適切な運用を
お願いするものであります。また、学校の教育活動に位置付けられていない地域のクラブチ
ームやスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ等の関係団体及び芸術文化関係団体等に
おいても、「本改定版」・「本取組」を参考に適切な活動に取り組むことをお願いするもの
であります。

令和3年12月 沖縄県教育委員会
教育長 金城 弘昌